

イノベーション政策の中核に知的財産政策を位置づける深圳

2021 年 4 月 13 日

JETRO 香港事務所

中国のシリコンバレーと呼ばれて久しい深圳。これまでも多産多死のスタートアップ・エコシステムの中から多くのユニコーン企業や巨大IT企業を生み出してきた。この発展に伴い、特許出願をはじめとする知的財産活動も非常に活発に行われている（図1参照）。一方、知的財産権の「量」は膨大となったものの、一部の企業を除いて政府の補助金や減税などの様々な優遇を受けることを目的とした「質」の低い権利取得が横行し、イノベーションや海外展開に十分に寄与していない、という中国全土にもみられる課題は、ここ深圳では特に深刻なものとして捉えられている。本稿¹では、深圳における最近の知財支援政策や知財証券化など知財を活用した資金調達に関する新しい動きについて紹介する。

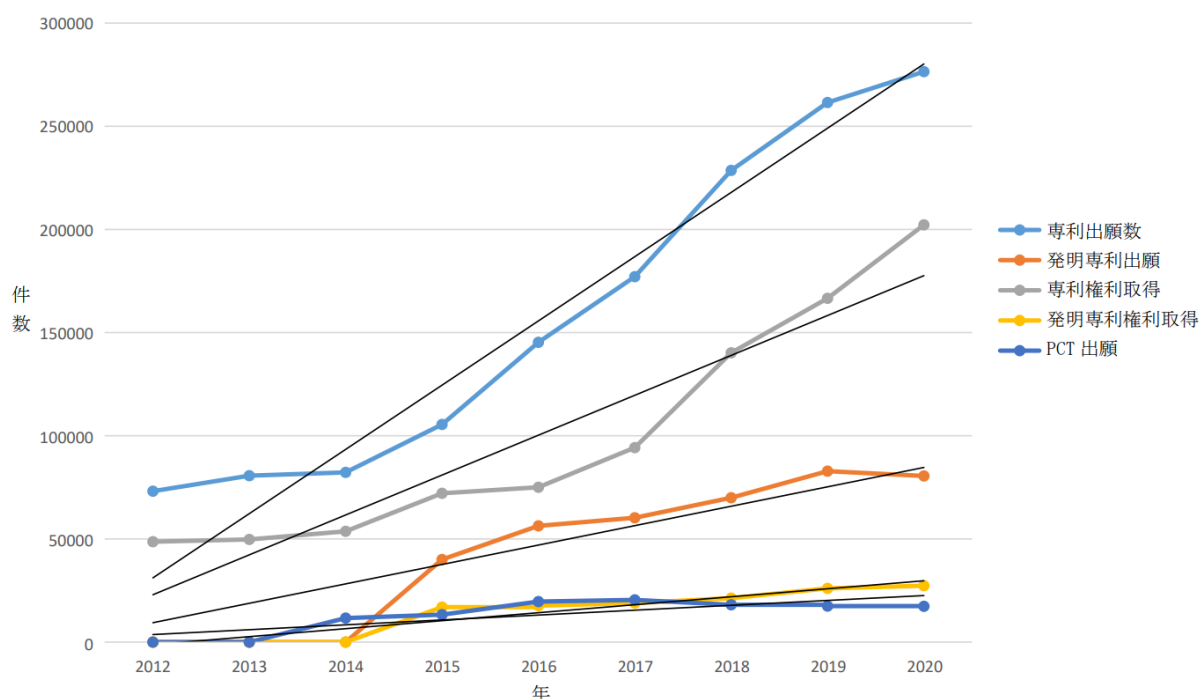


図1 深圳市出願人の専利（特許・実用新案・意匠に相当）及び発明専利（特許に相当）の出願件数と権利取得件数の推移（2012年-2020年（1月-11月））ⁱ

¹ 本稿は、2021年4月 特許庁委託「深圳におけるイノベーション企業に対する知的財産に関する支援体制について ～政策、支援機関、証券化、上場と知財～」報告書（JETRO 香港・広州）の概要を紹介するものである。

1. 知財強市を目指す深圳ではイノベーション政策≒知財政策

深圳では、経済特区設立 40 周年となる 2020 年にかけて、「知財強市」を目指す上で重要な政策文書が相次いで発表された（表 1 参照）。ここで注目されるのは、国家計画である「深圳市における中国特色社会主义先行モデル区の構築における試行実施案（2020－2025 年）」（2020 年 10 月）や「深圳市第十四次五か年計画」（2020 年 12 月）など、知的財産に特化したものでない政策文書において知財政策について具体的に言及されたことである。

特に、「深圳経済特区科技イノベーション条例」（2020 年 11 月）では、「知的財産」を独立の章として政策内容を詳細に記載するだけでなく、「成果の実用化」及び「科技金融」の章においても知財に関する政策がその大部分を占め、知財政策、特に知財活用政策がイノベーション政策の中核として明確に位置づけられた。この知財活用政策への傾注は、知財に特化した政策文書も含め、「成果の実用化」、「知財証券化」、「知財担保融資」、「知財価値評価」、「知財産業連盟」などがキーワードとして頻出することからも伺える。

表 1 近年の深圳の知財政策に関する主要な政策文書（キーワードは太字）

発表時期/名称	知財関連の記載概要（一部のみ抜粋）
【2020 年 10 月】 深圳市における中国特色社会主义先行モデル区の構築における試行実施案（2020－2025 年） ⁱⁱ	・「知財保護ベンチマーク都市」の建設 ・ R&D 成果の所有権や長期使用権の付与等により、成果の実用化推進 ・ デジタル知財権の保護システムの改善 ・ 立証ルールの改善 等
【2020 年 11 月】 深圳経済特区科技イノベーション条例 ⁱⁱⁱ	【成果の実用化】 ・ 知財産業連盟の創設 ・ R&D 成果の所有権や長期使用権の付与 ・ 深圳証券取引所「知財・R&D 成果財産権取引プラットフォーム」設立 ・ 大学等の技術移転に関して発明開示、価値評価、特許出願から連携交渉まで関与する技術マネージャー導入 【科技金融】 ・ 科技成果の使用権・収益権・処分権・成果実用化による株式保有などを活用した技術移転促進 ・ 知財保険の推進 【知的財産】 ・ 知財価値評価基準の制定・評価機関育成 ・ 企業の知財価値の財務諸表への組み込み

	・知財マネジメントシステムの確立 ・知財担保融資リスク補償メカニズム構築 ・知財証券化の成功企業への補助金 等
【2020 年 12 月】 深圳市第十四次五か年計画^{iv}	・知財と技術情報のプラットフォーム構築 ・技術移転機関と技術管理者の育成 ・科技・金融の密接な統合促進（銀行への技術金融部門の設置奨励、知財・科学技術成果取引センターの設立、知財証券化、最先端分野の価値の高い専利権のポートフォリオ強化） 等
【2019 年 3 月施行】 【2020 年 7 月改訂】 深圳経済特区知的財産権保護条例^v	・地方政府として初めての知財保護条例 ・投資プロジェクトでの知財評価の実施 ・深圳前海蛇口地区での包括的法執行など新たな知財保護サービスの試行 ・知財保護における行政執行措置、懲罰賠償（改訂で導入） ・深圳市知財保護センター業務 ・知財関連業界団体の設立奨励 ・政府調達や政府投資プロジェクト、展示会等における知財非侵害誓約書提出義務 ・侵害関連情報の公的信用情報システムへの組み込み ・知財侵害事件についての具体的な損害算出方法 等
【2019 年 5 月】 国家知財強市の構築による経済の高品質発展の推進に関する深圳市の作業案（2019－2021 年）^{vi}	・「深圳標準、深圳ブランド、深圳評価、深圳品質」に基づき「知財強市」を目指す 【知財品質向上】 ・中小企業向け知財戦略推進プロジェクト・知財委託管理サービスの実施 ・産業知財連盟の標準策定参加等による標準必須特許（SEP）の出願強化等 【知財保護強化】 ・中国（深圳）知財保護センター建設 ・知財裁判官の改善・オンライン訴訟対応等 【知財イノベーション・エコシステムの構築】 ・知財投資・資金調達試行プログラム推進 ・知財担保融資リスク補償改善 ・知財保険開発強化 ・知財証券化推進 ・知財評価メカニズム確立 ・中国（南方）知財運営センターの建設等
【2021 年内予定】 深圳市知的財産権第十四次五か年計画（意見募集稿）^{vii}	・「知財強市」に向け「知財の質の向上」を最重要目標に設定 ・特許権保有数や高価値特許、海外での出願・権利化、知財証券化・知財担保融資に関する数値目標の設定 ・特許ナビゲーション（専利導航）の推進

	・ WIPO 技術創新支援センターの設置 ・ 知財保護能力向上に向けた執行機関育成 ・ 知財証券化について、知財の所有権と受益権の分離を進め知財権の将来価値に基づく収益権モデルによる商品設計、銀行や保険、証券会社、VC の参加促進 ・ 知財・科技技術成果取引センター設立 ・ ビッグデータ・人工知能・ブロックチェーンなどの最先端技術に基づく知財価値評価システムの確立 ・ 知財価値の財務諸表取込みへの支援、知財価値の株式又は出資比率への変換による知財の資本化の促進 ・ 海外知財紛争の情報収集や支援システムの構築 等
--	--

2. あらゆるプロセスで手厚い支援

深圳の企業による特許出願など知財権の取得が進んできた背景として、政府による潤沢な金銭的支援があるといわれてきた。今回の調査から、単なる出願や権利化だけでなく、マネジメントや分析、教育、団体活動、権利執行など知財に関わるあらゆるプロセスにおいて、様々な当事者に対して幅広い支援が設けられていることが明らかとなった。表 2 に示す支援以外にも、知財担保融資に対する利子補助や特許保険加入に対する補助、高価値特許ポートフォリオ育成などに対する支援なども行われている。

支援拠点の設置も相次いでいる。2017 年には研究開発型企業が集中する深圳市南山区において「南山区知財促進/保護センター」が設置され、2018 年には、「中国（南方）知財運営センター」が設置された。前者は知財に関するコンサルティングサービスや民間特許分析サービスの中小企業向け無償提供など、後者は知財と金融の統合を主な目的とし、特許価値の定量的評価や特許検索・融資機関などのデータベース、知財取引プラットフォームの提供などを行っている。その他、CNIPA による迅速審査のための「預審」を行う知財保護センターや海外での知財保護を支援する機関なども設立されている。

表 2 深圳市市場监督管理局による金銭的な知財支援の例^{viii}

出願・権利化関連 ※金額は法人向け	
国内特許（発明専利） 出願	出願人向け：2500 元/件、権利化後に付与、年間上限 5 件 初めての出願人は 7500 元を追加補助 代理人向け：1000 元/件、権利化後に付与、年間上限 200 万元 （代理人は、深圳に拠点を置き、前年の深圳出願人の発明専利の権利取得代理件数が 20 件以上であること）
外国特許出願	外国：日米欧 4 万元/件、その他 1 万元/件、権利化後に付与、年間上限は

	納税額による PCT：1 万元/件、国際公開後に付与、年間上限は納税額による
外国商標出願	マドプロ：1000 元/件、最大 20 国・地域まで EUIPO/OAPI/ARIPO：3000 元/件 外国：1000 元/件、権利化後に付与、年間上限 3 件
その他	証明商標・団体商標：20 万元/件 地理的表示：50 万元/件 ソフトウェア著作権：年登録 20 件以上で 300 元/件 国家/広東省著作権登記：年登録 5 件以上で 200 元/件
知財マネジメント・知財分析・団体活動関連	
知財管理優秀企業・大学等	20 万元/社（一回限り）、毎年 20 社まで 【条件】 ・深圳で設立後 3 年以上経過 ・知財について優秀な取り組みを実施 ・知財の専属管理部門と専任スタッフを擁し知財マネジメント体制を構築済み（国家標準「企業知財管理規範」等認定者優先） ・知財情報活用のシステムを構築している ・特許等の権利取得数が前年比増加 ・知財事業への投資が R&D 投資比 2%以上を占める
国家標準「企業知財管理規範」、「大学知財管理規範」、「研究機関知財管理規範」の審査・認定費用支援	上限 5 万元/社 【条件】 ・深圳で設立後 2 年以上経過 ・国家ハイテク企業認定を受けていること（企業のみ） ・申請前 2 年以内に発明専利等を規定数以上取得
特許賞（専利奨）受賞者への奨励金	中国専利奨：金賞 200 万元、銀賞 50 万元、優秀賞 20 万元 深圳専利奨：30 万元 中国商標金奨：100 万元 中国著作権金奨：100 万元
産業知財連盟	上限 50 万元/団体（一回限り）毎年 3 団体まで 【条件】 ・関係機関に登録された団体であること ・深圳市の産業政策ガイダンスに沿っていること ・戦略性新興産業（新世代情報技術、ハイエンド機器製造、グリーンおよび低炭素、生物医学、デジタル経済、新素材、海洋経済、等）に関するものであること ・設立後 3 年以上であること ・会員の知財権の総数が 100 件以上で増加していること ・前年に知財データベース構築・パテントプール構築・ライセンス交渉・特許の早期警告分析等を行っていること
知財分析・評価プロジ	上限 50 万元、毎年 5 プロジェクトまで

エクト（企業向け）	【条件】 ・ 前年 5000 万元以上の納税額である深圳登記企業 ・ 知財分析レビューサービス機構と契約していること ・ プロジェクトに 10 億元以上の投資を行っていること ・ 市政府の主要計画に含まれ実施計画が策定されていること
特許ナビゲーション（専利導航）プロジェクト（団体向け）	上限 200 万元、毎年 3 プロジェクトまで 【条件】 ・ 深圳に登記した産業知財連盟あるいは業界団体 ・ 専利ナビゲーションを開発する能力を有する知的財産サービス組織と特許ナビゲーション契約を締結していること ・ 市政府の主要計画に含まれ実施計画が策定されていること
知財の宣伝・教育・研修関連	
初等・中等教育機関での知財教育	20 万元/校、毎年 2 校 【条件】 ・ 知財コースを有し、前年に知財の授業（45 分）が 1 学期あたり 5 回あり、授業を受けた学生が 200 人以上で、教師・生徒が特許出願又は著作権登録をしていること
特許代理事務所の研修	2000 元/名（新規採用者）、上限 10 万元
知財研修コース	20 万元/件、毎年 30 件まで、上限 400 万元
知財意識向上プロジェクト	50 万元/件、毎年 10 件まで、上限 300 万元
知財サービス機関（特許代理事務所、法律事務所等）関連	
外国の知財サービス機関の誘致	100 万元/件、毎年 2 件まで 【条件】 ・ 設立後 5 年以上で 50 人以上の知財専門家を有する ・ 知財運営・無効請求・審判請求の成功例が 10 件以上、或いは知財訴訟完了件数が 20 件以上、或いは最低 2 社の世界 500 強企業に知財サービス提供 ・ 深圳に 6 か月以上支店又は子会社設置し深圳に 10 人以上の知財専門家を有する ・ 深圳の事業体納税額が 200 万元以上
深圳外の知財サービス機関の誘致	50 万元/件、毎年 3 件まで 【条件】 ・ 深圳外で登録後 5 年以上、30 人以上の弁理士又は弁護士を有する ・ 知財運営・無効請求・審判請求の成功例が 10 件以上、或いは知財訴訟完了件数が 20 件以上、或いは最低 2 社の世界 500 強企業に知財サービス提供 ・ 深圳に 6 か月以上支店又は子会社設置し深圳に 10 人以上の弁理士又は弁護士を有する ・ 深圳の事業体納税額が 100 万元以上

深圳の知財サービス機関支援	20 万元/件、毎年 3 件まで 【条件】 ・ 10 人以上の弁理士又は弁護士を有する ・ 知財運営・無効請求・審判請求の成功例が 5 件以上、或いは知財訴訟完了件数が 5 件以上、或いは最低 2 社の世界 500 強企業に知財サービス提供、或いは発明特許権利化数 50 以上 ・ 納税額が 100 万元以上
知財サービス機関への奨励金	30 万元、一回限り 【対象】 ・ 国家級知財サービスブランド機関や国家專利運営パイロット企業、中華商標協会優秀商標代理機構の選出機関
権利執行関連	
知財紛争支援	国内：上限 50 万元/件 海外：上限 100 万元/件 【条件】 ・ 知財保護について一つ以上の判決・仲裁採決あるいは和解と執行がなされた一年以内の知財保護プロジェクトで深圳の知財政策の参考になる意義のあるもの、調停も対象
知財保護研究	
知財保護体系の建設・イノベーションプロジェクト	上限 50 万元/件、年間上限 500 万元 【対象】 ・ 国際知財共同研究や海外知財保護体系の研究、インターネット+の知財保護研究、知財データベースの構築、インターネット上の知財紛争処理、新技術等の知財保護に関する研究プロジェクト等

3. 試行が進む知財証券化

知財の証券化とは、知財を有する企業が資金調達を目的として、特許権やそのライセンス・ロイヤルティの受益権などを特別目的事業体（SPV: Special Purpose Vehicle）に移転、又は知財担保融資の債権者とし、SPV は知財価値評価を経てこの資産を裏付けとして市場で取引可能な証券を発行し、市場の投資家から資金を調達する金融システムを指す。中国では、知財を活用した資金調達として知財担保融資が進められてきたが、価値評価や金融機関のリスク管理などに課題があり、近年、リスク分散などを目的とする新たな試みとして知財証券化のプロジェクトが深圳や広州（広州開発区）、上海などの地方政府主導で動きはじめた。

2019 年 12 月には、深圳で初めての知財証券化商品である「平安証券-高新投知的財産権 1 号資産支持特別計画（ABS）」（図 2 参照）が深圳証券取引所で上市され、初

回発行額 1.24 億元（約 20 億円）の資金調達を実現した。このケースは「深圳モデル」として、新型コロナに関連した製薬・医療機器関連企業や 5G 通信関連企業向け商品（南山区-中山証券-高新投知的財産権 ABS、総額 10 億元（約 160 億円））など 2020 年に相次いで開発された複数の知財証券化商品のベースとなっており、いずれも、特許（発明専利）権をはじめとする知財を合計で数十件提供する複数企業のグループが証券会社、銀行、資産評価会社などとスキームを構築している。

この深圳モデルを構築する上で大きな役割を果たした組織が「深圳市高新投集团有限公司（高新投）」だ。1994 年に深圳市政府により設立されたこの組織は、担保融資や信用保証、VC など、起業初期から成熟期までの投融资サービスを提供している。知財証券化モデルの構築に当たっては、この高新投が深圳市政府の公的資金に基づく信用保証業務を行い、投資家や金融機関のリスク低減を図っている。

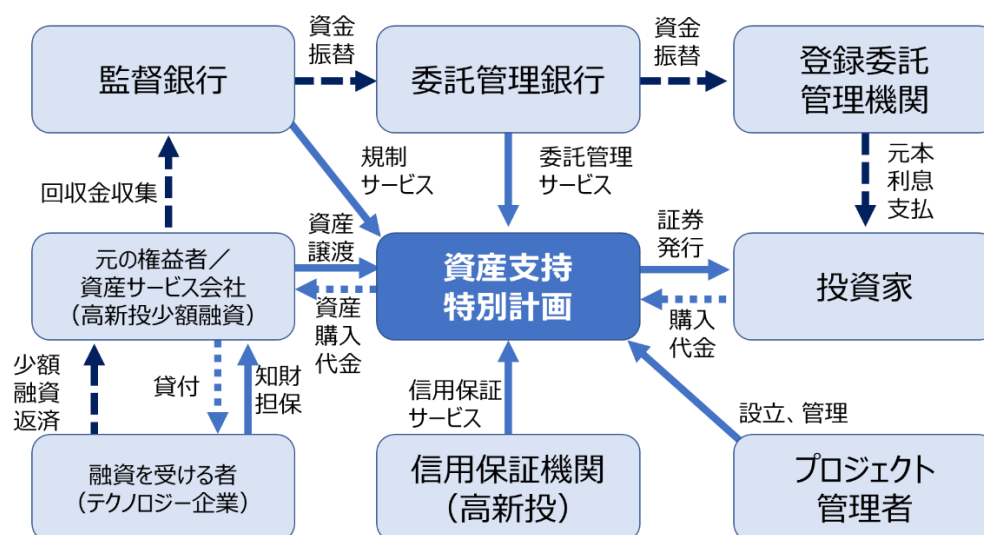


図 2 「平安証券-高新投知的財産権 1 号資産支持特別計画（ABS）」取引関係図^{ix}

4. 大企業からスタートアップ、金融関係者まで、幅広い交流が広がる

深圳の民間部門の動きで特徴的なことは、大企業、スタートアップ、大学、知財専門家から金融機関までが幅広く交流する場が設けられていることである。例えば、2018 年 9 月に創設された「深圳市南山区知的財産権連盟」^xは、理事長級として Tencent、Huawei、ZTE、Mindray（邁瑞生物医療電子）の著名大企業の他、副理事長級の「知財優勢企業」枠（DJI、Nubia、SenseTime など）、「ユニコーン企業」枠（UBTECH Robotics、Webank など）、「大学・研究機関」枠、理事級として「科技金融」枠（銀行等の金融機関）や「鑑定・評価機構」枠、「法律事務所」枠、「知財サ

ービス機構」枠など 100 以上の組織が参加し、知財戦略や知財金融などの専門家委員会やシンクタンク機能を設けている。

また、「深圳市知的財産権連合会」^{xi}では、会長職を務める Tencent をはじめ多くの企業・組織・業界団体・公的機関が参加する他、複数の欧米系法律事務所が参加し、様々なイベントや知財紛争調停センターの運営、知財業務ガイドの提供などを行っている。

5. 解説

広東・香港・マカオ大湾区計画におけるイノベーション・センターとしての役割を担い、スタートアップの選別が進む^{xii}中、深圳の知財政策も量から質へ、権利取得から権利活用へと大きく舵を切り始めている。また、中国では上海科创板や深圳創業板での IPO の際に知財紛争が頻発し、知財上の欠陥が理由で上場審査が通らない事例が複数発生したことなどにより、スタートアップの資金調達における知財の重要性に対する認識が高まってきている。

一方、例えば、知財証券化の試みは資金調達の実現をもって成功ではなく、資金調達によって事業を拡大して知財の価値を高められるか否か、そして公的資金に過度に依存しないフローを構築できるか否かが重要である。深圳における「知財と金融の統合」をはじめとした試みが、質の低い企業・技術を淘汰し、知財をコアとした新たなイノベーション・エコシステムを形成していくのか否か、注目される。

(以上)

文責：JETRO 香港 松本要

i 深圳市市場监督管理局データベースよりジェトロ作成

<http://search.gd.gov.cn/search/all/755003?keywords=%E4%B8%93%E5%88%A9%E7%94%B3%E8%AF%B7%E4%B8%8E%E6%8E%88%E6%9D%83>

ii 中国政府ウェブサイト http://www.gov.cn/zhengce/2020-10/11/content_5550408.htm

iii 深圳市全人代常務委員会ウェブサイト

http://www.szrd.gov.cn/szrd_zyfb/szrd_zyfb_cwhgb/202008/t20200828_19314986.htm

iv 深圳市政府ウェブサイト http://www.sz.gov.cn/cn/xxgk/zfxxgj/zwdt/content/post_8386242.html

v 深圳市政府ウェブサイト http://www.sz.gov.cn/zfgb/2020/gb1173/content/post_8241172.html

vi 深圳市政府ウェブサイト http://www.sz.gov.cn/zfgb/2019/gb1101/content/post_4984122.html

vii 深圳市政府ウェブサイト <http://amr.sz.gov.cn/attachment/0/692/692421/7918230.docx>

viii 深圳市市場监督管理局ウェブサイト「知的財産権分野特別資金操作規程」

http://amr.sz.gov.cn/xxgk/qt/tzgg/content/post_7351630.html

ix 新浪財經ウェブサイトよりジェトロ作成

<http://baijiahao.baidu.com/s?id=1653241639635451052&qq-pf-to=pcqq.c2c>

x 深圳市南山区知的財産権保護センターウェブサイト <https://nsippc.szns.gov.cn/gzywblxt/zclmQyk/index.jhtml>

xi 深圳市知的財産権連合会ウェブサイト <http://www.szipa.org.cn/a-42.html>

xii JETRO 地域・分析レポート「選別が進む深センのスタートアップ（中国）」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/0594f459a0d1bf8d.html>